資料５

産業廃棄物適正処理推進基金を取り巻く現状について

環境省 環境再生・資源循環局

不法投棄原状回復事業対策室

基金を取り巻く現状①　支援見込額の増大

直近の支援実績及び今後の支援見込み

【原状回復支援事業】

○令和６年度に茨城県石岡市事案に対して約2.9億の支援を実施。

○令和７年度は、１事案に対して、約0.2億円の支援を実施したのみであったが、令和８年度は、5事案に対して約4.2億円を支援する見込み。

○今後３年間（令和９年度～令和11年度）の支援申請見込額は、現時点で、約13.6億円となっている。

【特定支障除去等維持事業】※ 令和７年度から基金により支援

○令和５～７年度は、13事案に対して約4.3億の支援を実施。

○令和８年度は、12事案に対して約1.8億円を支援する見込み。

○令和９年度の支援見込額は約1.7億円であり、令和５～９年度の支援総額は約7.8億円の見込み。

○今後も仮に現行の支援制度と同等の支援を継続するとした場合、年間の支援見込額は約1.7億円。

基金を取り巻く現状②　産廃特措法失効とその後の支援

経緯

○平成10年６月16日以前に行われた過去の不法投棄等による支障を早期に除去するため、産廃特措法に基づき、15自治体19事案に対して原状回復に必要な費用の支援を行ってきたが、同法は令和４年度末で失効した。

○同法に基づき実施された全ての特定支障除去等事業は令和４年度末時点において実施計画の目標を達成したものの、多くの事案において、生活環境に影響が生じない状態を維持するために、対策工事等が完了した後も、一定期間、継続して水処理やモニタリング等の事業を行う必要が生じており、都道府県等からも多くの支援継続要望があった。

○そのため、同法で支援してきた事案を対象に、都道府県等が実施する生活環境に影響が生じない状態を維持するために必要な水処理、水処理の維持管理及びモニタリングに係る事業（特定支障除去等維持事業）の費用の一部について、令和５年度から５年間（令和９年度まで）以下の条件で補助することとした。

・原則的に廃棄物処理法に基づく基金により支援を行う。

・産廃特措法による支援は国負担による補助制度であったことから、基金からの支援も国残高のみを財源として行う。

基金を取り巻く現状③　特定支障除去等維持事業

事業の概要

【交付対象の自治体】
令和８年度：９自治体※（12事案）
※　青森県、宮城県、秋田県、横浜市、福井県、三重県、滋賀県、香川県、松山市

【支援スキーム】

国 → 基金 → 都道府県等

（補助率1/3）

【補助対象経費】
水処理：薬品費、水処理設備の光熱水費（上下水道、電気）、監視・分析機器等の維持・修繕費
水処理の維持管理：水処理設備の稼働及び水処理能力に直接影響を及ぼす構造物・設備の維持管理費
モニタリング：対象地に直接起因する環境影響の把握に必要となる計測費、分析費

※モニタリングに直接影響を及ぼす範囲での維持管理（採取地点付近の除草等）は対象
※既存施設の保守点検・修繕は対象だが、予防保全のための改修・更新は対象外
※現場内道路や事務所等の構造物の維持管理、データ解析、コンサル業務は対象外

【観測井戸】



【水処理施設】



支援実績と今後の必要見込み額

（単位：千円）

支援対象	R5	R6	R7	R8	R9
水処理・水処理の維持管理・モニタリング（６事案）	123,244	123,346	124,615	155,039	143,008
モニタリングのみ（６事案）	14,431	17,974	17,917	22,693	22,693
モニタリングのみ（１事案：Ｒ６年度までで岩手県への支援は終了）	275	440	－	－	－
合計	137,950	141,760	142,532	177,732	165,701

※令和５～６年度は、補助金により支援しているため、基金からの支援実績ではない。
※令和７年度は支援実績額。令和８年度は都道府県等から提出された実施計画上の交付申請額。令和９年度は実施計画上の交付申請見込額。

基金を取り巻く現状③　特定支障除去等維持事業

事業の現状

○維持事業により、各事案において生活環境に影響が生じない状態が維持されており、また、地下水や浸出水の水質等が徐々に改善されている状況が確認されている。

○モニタリング地点等も年々減ってきているが、事案地内には依然として部分的に有害物質の濃度が高い地点が存在していたり、顕著な濃度低下が確認されにくくなっている状況。

○各事案では、対策工事完了後も継続して有識者から事案地における水質等の状況に関する評価を受けているが、有識者からは引き続き水処理やモニタリングの継続が必要である旨の意見が出されており、令和９年度に事業を終了できる見通しは立っていない。

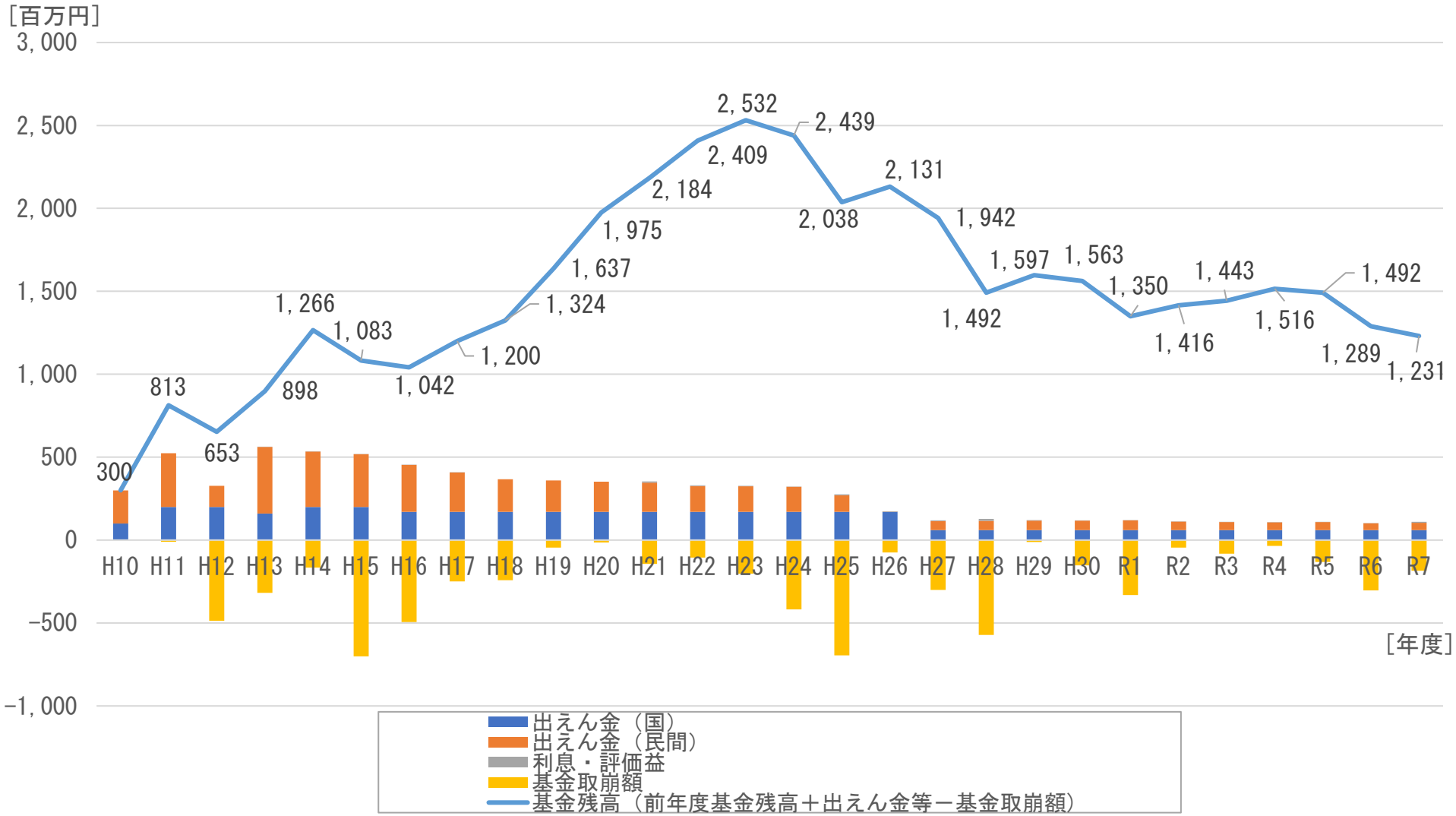
今後の支援に関する要望

○特に廃棄物を残置する工法により特定支障除去等事業を実施した事案については、残置された廃棄物が周辺地下水の汚染や悪臭の発生等の中長期的な潜在リスクを有している。

○自治体からは支援の継続を求める強い要望が出ている。

基金を取り巻く現状④　基金残高の推移

○ 基金残高は平成23年度をピークに減少傾向にあります。
○ 平成26年度以降は、出えん額が減少し、**長期に渡り基金を取り崩し**ている状況です。



基金を取り巻く現状⑤　令和9年度当初予算要求

不法投棄等未然防止・事案対策費

【令和９年度要求額　337百万円（92百万円）】

環境省

産業廃棄物の不法投棄等の未然防止、拡大防止、原状回復の着実な実施を図ります。

1. 事業目的

産業廃棄物の不法投棄・不適正処理（不法投棄等）の新規発生の未然防止、既存事案に関する行政処分及び原状回復等の着実な実施のために、都道府県及び廃棄物処理法上の政令市（都道府県等）と連携の上、不法投棄等の撲滅を目指す。

2. 事業内容

（１）不法投棄等未然防止・事案対応事業

不法投棄等の実態を調査するとともに、都道府県等による不法投棄等事案の未然防止、拡大防止、原状回復の円滑な実施をサポートするため、原状回復に係る工法、原因者に対する責任追及や資産調査など、各分野に精通した専門家の派遣等を実施。

（２）産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

①不法投棄等に係る行為者等の資力が乏しい場合や、当該行為者等が不明である場合、都道府県等が行政代執行により原状回復を実施せざるを得ず、負担が大きいことから、当該原状回復費用の一部を支援するため、補助金を基金に拠出。

②特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）失効後も生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させるために対策を行う必要がある事案を対象に、都道府県等が実施する水処理及び当該水処理に係る維持管理、モニタリングの費用の一部を支援するため、補助金を基金に拠出。

3. 事業スキーム

■事業形態　（１）請負事業
（２）直接補助事業（基金）

■請負先・補助対象　（１）民間事業者・団体（２）都道府県等

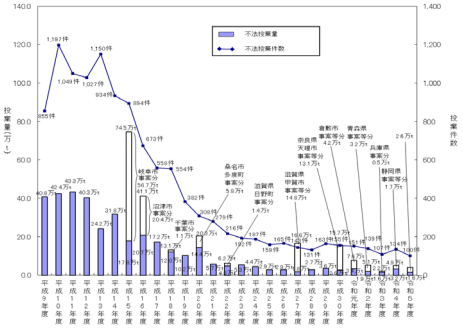
■実施期間　（１）平成15年度～（２）平成10年度～

4. 事業イメージ

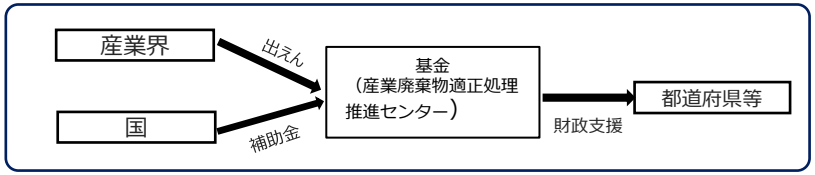
（１）支援チーム



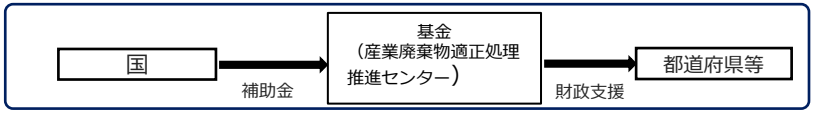
不法投棄の実態調査結果



（２）① 基金による原状回復等への支援
・不法投棄等の支障の除去等が対象（最大7/10補助）



② 基金による環境モニタリング、水処理の支援
・産廃特措法失効後も、生活環境保全上の支障等がない状態を継続させるための事業が対象（1/3補助）



お問合せ先：　環境省　環境再生・資源循環局　環境再生担当参事官付　不法投棄原状回復事業対策室　　電話：03-6205-4798